

公安委員会会議録

開催日時	自 午後 1時00分 令和6年11月6日(水) 至 午後 3時38分	
開催場所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室	
出席者	公安委員	今村委員長 野村委員 弘永委員

第1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 ストーカー事案の現状と対策

生活安全部長から、

ストーカー事案の現状について、9月末時点の相談件数は218件であり、前年同月比45件の減少であったが、検挙総数及びストーカー規制法に基づく禁止命令の実施件数は増加している。

(1) GPS・紛失防止タグを使用したストーカー事案

ア GPS

人工衛星の電波を受信し、設置した機器の位置情報を取得できるものであり、相手の行動の軌跡を収集するGPSロガーと、自身のスマートフォンに相手の現在地をリアルタイムで送信するGPSトラッカーに大別され、15,000円～30,000円程度で購入できる。ストーカーにとって、相手の行動を正確に把握できるメリットがあるが、小型化されていることから電池の消耗が激しく、1週間程度で電池交換を行わなければならないといったデメリットもある。

令和3年のストーカー規制法改正で、GPSは位置情報記録送信装置として定義され、相手の承諾なしに取り付ける行為は、法律で規制されている。

イ 紛失防止タグ

被害者の車両等に取り付けて、位置情報を取得する事案が増加している。

紛失防止タグはGPSと違い、位置情報を直接送信する、または記録する機能がないため、紛失防止タグの取り付け等は、ストーカー規制法の規制対象外となっている。

紛失防止タグの仕組みは、数秒に1度発信する信号に、近くのデバイスが反応し、サーバーに紛失防止タグの識別番号と位置情報を送信するものである。

紛失防止タグの識別番号により検索を行うと、最終的な位置情報を得ることができるが、GPSと違い、リアルタイムでの位置情報は得られない。メリットは、5,000円前後と安価であることと、電池の寿命が1年程度であることである。

(2) ストーカー対策

ア 事案認知時における迅速かつ的確な初動対応

- 認知時の本部等への速報と組織的対応の徹底

- GPS発見器等各種資器材の活用
- イ 被害者の安全確保を最優先とした保護対策の推進
 - 山口県男女共同参画相談センターなどの行政機関と連携した避難措置等の保護対策の推進
 - 被害者の電話番号を予め把握しておくことで、被害者が110番通報を行った際に、声が出せずとも、事案概要を県警察に伝えることが可能な110番文字情報登録の運用
 - 緊急通報装置の貸出等による被害者の危機意識の醸成
- ウ 検挙、禁止命令等行政措置の推進
 - 各種法令を駆使した積極的な事件化
 - 禁止命令等行政措置による被害防止
- エ ストーカー加害者に対する施策の推進
 - 従前から行っていた被害者への近況確認に加え、禁止命令中のストーカー加害者への連絡・面接を実施
 - 平成29年から取り組んでいるが、県内で25の医療施設に協力を受け、カウンセリングや医療機関の受診勧奨を行っており、加害者の執着心や支配意識を取り除く、また、警察官による今後の加害者対応に関する助言を、医師やカウンセラーから受けるなどの取組を実施

(3) 今後の取組

ストーカー事案については、今後も対応に誤りの無いよう、適切に進めていきたい。

旨の説明があった。

野村委員から、「ストーカー行為に悩んでいる被害者は、警察に訴えると行為がエスカレートするのではないかという懸念を持っている。もし相談があったときは、その不安感を取り除いてもらえるように、よろしく願います。」旨の発言があった。

弘永委員から、「ストーカー事案は、警察にとって取扱が難しく、繊細な問題もある。大変な部分が多いと思うが、被害者の側に立った丁寧な対応をお願いする。」旨の発言があった。

今村委員長から、「生命に直結した事案もあり、加害者側も様々な手段を用いていることが分かった。ストーカー事案の対策について、避難をさせるだけではなく、加害者にどう対処するかが問題である。ところで、医療施設は25か所とのことであるが、どのように選定しているのか。」旨の発言があり、生活安全部長から、「医師会に依頼し、選定している。」旨の説明があった。

2 山口・島根・広島県警察及び交通管理隊合同訓練の実施結果

交通部長から、

合同訓練の目的は、各県警察の高速道路交通警察隊及び民間の交通管理隊（西日本高速道路パトロール中国株）の連携強化であり、県境の高速道路で発生した交通事故を想定し、安全かつ効率的な現場対応技術の向上や、受傷事故防止を推進するために実施したもの。

合同訓練は平成29年から開催しており、通常は別々に活動している隊員同士が、現場で協力・連携する訓練を行い、現場対応技術を高めることができた。

(1) 日時

令和6年10月25日（金）

(2) 場所

(3) 参加者

合計 約80名

- 山口県警察高速道路交通警察隊
- 島根県警察高速道路交通警察隊
- 広島県警察高速道路交通警察隊
- 広島高速道路管理室（中国四国管区警察局）
- 西日本高速道路㈱中国支社（高速道路管理者）
- 西日本高速道路パトロール中国㈱（交通管理隊）

(4) 訓練内容

高速道路上で発生した交通事故等を想定し、現場対応を行ったもの。いずれの想定においても、交通事故発生後に、指令を受理し、高速道路交通警察隊と交通管理隊のパトロールカーが現場に到着し、関係機関への連絡・通報を行い、交通規制の実施、後続の一般車両の誘導を行った。

警察にあつては交通事故の見分を実施し、規制の解除までが一連の流れとなる。

- 想定1
分離4車線区間における故障車対応時の事故発生に伴う通行止めを想定
- 想定2
各県警察の対応が必要な、県境付近の分離4車線区間における通行止めを伴う事故対応と滞留車両の排除を想定
- 想定3
県境付近（危険度の高いトンネル内）の非分離2車線区間における通行止めを伴う事故対応を想定

(5) 実施結果

- 県境での交通事故発生時における県警察間の交通規制要領の確認
- 交通管理隊との役割分担の確認
- 受傷事故防止資機材の効果の確認
- 訓練の中でそれぞれの所有する資機材の特徴を把握し共有

(6) 今後の方針

- 他県警察及び管理隊との合同訓練の継続実施
- 全高速道路交通警察隊員へのフィードバック教養の実施
- 現場での受傷事故防止と安全かつ迅速的確な現場対応に反映

旨の説明があった。

野村委員から、「高速道路交通警察隊・交通管理隊ともに、高速道路上での規制等は相当危険であると思う。警察官の殉職に関して、過去は感染症等が多かったが、最近では、交通事故が多いと感じている。危険なところで職務に当たる職員の、受傷事故防止に引き続き取り組んでほしい。」旨の発言があった

弘永委員から、「訓練のおかげで、一般車両の安全が確保されており、感謝している。高速道路での事故は、重大事故につながりやすい。警察官の命を守るためにもしっかり訓練してほしい。その中で高速道路上の安全が保たれるように、よろしく願います。」旨の発言があった。

今村委員長から、「3県警察が同じレベルで作業を行えば効率的であるが、各県で対応の手順等は同一であるのか。」旨の発言があり、交通部長から、「警察庁から受けた指導内容や、統一された訓練を受けている事項は同じであるが、装備資機材などは、県により違いがある。そういった違いを確認しておく意味でもよい訓練となった。」旨の説

明があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 運転免許の行政処分

運転管理課長から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取・聴聞への出席者5人からの聴取結果について報告を受けるとともに、処分理由等の説明を受けた後、審査の上で処分を決定した。欠席者13人については、運転管理課長から処分理由等の説明を受けた後、審査の上で処分を決定し、他3人については、再呼出しとした。

(2) 審査請求の受理（2件）

運転管理課長から、10月9日付けで警察本部長が行った処分について、運転免許課長から、8月22日付けで公安委員会が行った処分について、それぞれ審査請求を受理した旨の説明を受け、決裁した。

(3) 意見の聴取・聴聞の主宰者指名

運転管理課長から、11月20日に開催する意見の聴取・聴聞における主宰者の指名について説明を受け、決裁した。

(4) 苦情の申出の受理

公安委員会事務官から、公安委員会宛てになされた苦情の申出について要旨の説明を受け、決裁した。

(5) 山口県使用料手数料条例の一部改正

運転免許課長から、令和7年3月24日施行予定である山口県使用料手数料条例の一部改正について説明を受け、決裁した。

(6) 審査請求の審理（5件）

刑事企画課長から、審理経過の説明を受け、令和5年3月8日に受理の報告を受けた審査請求（2件）について、捜査第二課長から、審理経過の説明を受け、令和4年7月13日に受理の報告を受けた審査請求及び、令和4年10月5日に受理の報告を受けた審査請求（2件）について、それぞれ裁決書を決裁した。

(7) 苦情の申出に対する調査結果及び回答

地域企画課長から、9月25日に受理の報告を受けた公安委員会宛ての苦情の申出について、調査結果の説明を受け、回答文を決裁した。

2 報告概要

(1) ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況

人身安全・少年課長から、10月中のストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況について、報告を受けた。

(2) 山口県公安委員会事務の専決状況

組織犯罪対策課長から、7～9月における組織犯罪対策課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、報告を受けた。

(3) 令和6年秋の勲章伝達式の実施

監察官室長から、11月29日に実施される令和6年秋の勲章伝達式について、説明を受けた。

(4) 監察関係業務報告

監察官室長から、訴訟事案について、11月県議会で報告する損害賠償事案について、それぞれ報告を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。